

奥州市議会全員協議会

日時：令和7年11月17日（月）

午前10時

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 奥州市学校教育施設整備基金の設置について
- ② 奥州市簡易給水施設条例の一部改正について
- ③ 奥州市営浄化槽条例の一部改正について
- ④ 小さな拠点づくり（伊手）プロジェクトの進捗状況について
- ⑤ いわて奥州きらめきマラソン大会運営の見直しについて
- ⑥ 指定管理者候補者について
- ⑦ 旧奥州市土地開発公社土地（商業用地）の売却処分等について

(2) 協議事項

- ① 教育厚生常任委員会における政策提言（案）について
- ② 建設環境常任委員会における政策提言（案）について

(3) 報告事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会(10/31) 報告者：菅野至 議員

4 そ の 他

5 閉 会

奥州市学校教育施設整備基金の設置について

全員協議会説明資料 令和7年11月17日 教育委員会事務局教育総務課

1 基金設置の趣旨

国庫補助金等の交付を受けて整備した学校教育施設の建物等を、国が定める処分制限期間内に補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、又は貸し付けること等を行う場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、文部科学大臣の承認が必要とされています。

当該承認に際しては、原則として、財産処分に係る財産の残存価額に対する補助金等の相当額を国庫に納付することとされています。

ただし、国庫補助事業完了後10年以上が経過した建物等を有償により財産処分をする場合、譲渡額又は貸付額のうち、国庫に納付することとなる補助金等相当額以上の額を基金に積み立て、適切に運用するときは、国庫納付を必要としないとされています。

この度、補助金等の交付を受けて整備した学校教育施設の建物等を有償で貸付したことから、補助金等相当額以上の額を学校の施設整備に要する経費として積み立てるため、基金を設置しようとするものです。

※ 基金：地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とし、財産処分の日より1年以内に積立てる

2 財産処分の概要

有償貸付の対象物：旧広瀬小学校校舎等

昭和53年度 建設（補助金交付）

令和4年度末 廃止（江刺ひがし小学校に統合）

令和7年4月 賃貸借契約（民間企業の工場）10年間

3 国の承認及び補助金等相当額の確定について

令和7年2月28日付けで文部科学大臣あてに公立学校施設整備費補助金に係る財産処分承認申請書を、所管課である財産運用課が提出しました。

令和7年9月17日付けで文部科学大臣より旧広瀬小学校の有償貸付に係る承認を受けるとともに、補助金等相当額3,587,874円が確定しました。

4 基金の用途

基金は、本市が設置する学校の校舎、体育館等の新築及び増築、老朽化に伴う既存建物の改修その他の施設整備に要する経費の財源とします。

5 基金の財源

基金の財源につきましては、賃貸借契約先企業からの賃料が財源となります。

原則として、基金は財産処分の日より1年以内に積み立てることとなっており、賃貸借契約期間である10年分の賃料の2/3（補助率）を一度に積立てる必要があります。

ただし、複数年にわたる有償貸与等の場合で、申し出があった場合のみ、各年度に分割した積立を運用上認められているため、文部科学大臣あてに分割での積立を申請しました。

なお、積立金の総額は、下記金額のとおりです。

(校舎賃料10年分) (補助率) (積立金額)
5,381,812円 × 2/3 = 3,587,874円

6 条例制定・予算要求時期

令和7年9月17日付けで文部科学大臣より公立学校施設整備費補助金に係る財産処分の承認書が提出されましたので、12月議会にて条例制定及び補正予算要求（年額359千円）を提案いたします。

奥州市簡易給水施設条例の一部改正について

議会全員協議会資料 令和7年11月17日 上下水道部

1 施設の現状

(1) 施設の概要

- ・上水道未普及地域に生活飲雑用水を供給するため、旧前沢町が農林水産省の補助事業により整備。
- ・設置当初の所管は旧前沢町農林課、H14年度に水道事業所へ移管、合併により上下水道部へ移管。
- ・施設管理のうち水質検査や塩素補給などは、当初は市直営、H21年度以降は業者委託等により実施。
- ・施設の清掃や草刈り作業、ろ過砂交換は当初から現在まで地元組合で実施。

(2) 設置状況

施設	設置年度	利用者（R7.3.31現在）
二子簡易給水施設	S59	10件（9世帯20人、ほか二子部落公民館）
上木簡易給水施設	S60	12件（11世帯27人、ほか上木部落公民館）
大谷地簡易給水施設	S61	9件（9世帯22人）
	計	31件（29世帯69人、ほか公民館2棟）

2 改正の背景

【過去6力年の収支の状況】

単位：千円、税込、放射線検査費除く

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収入 (使用料)	318	297	296	273	270	263
支出 (管理経費)	1,924	2,428	2,239	2,035	4,003	2,851
収支 差引	▲1,607	▲2,131	▲1,943	▲1,761	▲3,733	▲2,588
使用 水量	6,418㎥	5,705㎥	5,621㎥	4,763㎥	4,770㎥	4,554㎥

注 端数処理の関係上、差し引きが合わない箇所があります。

事業の継続に当たり、現状次のような課題を認識。

- ・人件費、物価の高騰などにより、管理経費は増加傾向
- ・利用者数、使用水量の減少により、使用料収入は減少傾向
- ・収支差引による市の負担は年々増加傾向

委託内容の見直しなど経費削減を
図るも抜本的な改善は困難

事業継続には設置以来実施していない
使用料の改定が必要

3 改正の内容

使用料の改定案は、次のような考え方により検討。

- ・近年多額になっている修繕費と業者委託料を除き、水質検査手数料など恒常的に必要な経費を使用料で賄うことができる水準とする。

(⇒ 直近6年間は使用料で賄えていなかった状況を改善する効果が得られる。)

- ・使用水量に応じた料金体系とし、公平な負担になるよう、基本水量を廃止し2段階の従量料金制とする。

(⇒ 水量の大小を問わず同じ使用料を支払う世帯が生じるという現行の不公平な面を改善する効果が得られる。)

※条例に規定する3カ月分の使用料、別途消費税を加算

	現 行	改正後	
基本料金	(基本水量60m ³ まで) 1,800円	(基本水量なし) 2,760円	
従量料金 (現行は 超過料金)	(60m ³ を超えて1m ³ ごとに) 50円/m ³	1～60m ³	20円/m ³
		61m ³ 以上	50円/m ³

令和6年度の使用水量状況で改定(案)を適用した場合

年間収入見込 … 499,257円

(234,257円増⇒市費負担の減)

※使用水量における使用料の早見表は、別紙(参考資料)のとおり。

4 施設の将来について

補助事業で整備した施設であり、当面は継続して使用する見込みであるが、老朽化が更に進んだ際の施設更新対策については検討が必要。

- ⇒
- ・施設更新は多額の整備費用が伴うため、使用者からの費用負担についても検討が必要となる。
 - ・施設更新対策として、これまでの集合型のほか個別分散型などを含めて、当地域に適した手法を検討する。

5 改正に至る手続き等

- 令和7年5月14日 地元3組合長への事前説明
5月21日 地元議員への事前説明
6月15日 施設使用者への説明
10月16日 法規審査委員会による内部審査
11月17日 議会全員協議会での説明
11月28日 12月定例会に条例改正案を提出
令和8年4月1日 使用料改定

【3カ月額の比較】 ※使用料は3月ごとに検針 (税込)

使用水量 (㎡)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)	使用水量 (㎡)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)	使用水量 (㎡)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)
0	1,980	3,036	1,056	21	1,980	3,498	1,518	41	1,980	3,938	1,958
1	1,980	3,058	1,078	22	1,980	3,520	1,540	42	1,980	3,960	1,980
2	1,980	3,080	1,100	23	1,980	3,542	1,562	43	1,980	3,982	2,002
3	1,980	3,102	1,122	24	1,980	3,564	1,584	44	1,980	4,004	2,024
4	1,980	3,124	1,144	25	1,980	3,586	1,606	45	1,980	4,026	2,046
5	1,980	3,146	1,166	26	1,980	3,608	1,628	46	1,980	4,048	2,068
6	1,980	3,168	1,188	27	1,980	3,630	1,650	47	1,980	4,070	2,090
7	1,980	3,190	1,210	28	1,980	3,652	1,672	48	1,980	4,092	2,112
8	1,980	3,212	1,232	29	1,980	3,674	1,694	49	1,980	4,114	2,134
9	1,980	3,234	1,254	30	1,980	3,696	1,716	50	1,980	4,136	2,156
10	1,980	3,256	1,276	31	1,980	3,718	1,738	60	1,980	4,356	2,376
11	1,980	3,278	1,298	32	1,980	3,740	1,760	70	2,530	4,906	2,376
12	1,980	3,300	1,320	33	1,980	3,762	1,782	80	3,080	5,456	2,376
13	1,980	3,322	1,342	34	1,980	3,784	1,804	90	3,630	6,006	2,376
14	1,980	3,344	1,364	35	1,980	3,806	1,826	100	4,180	6,556	2,376
15	1,980	3,366	1,386	36	1,980	3,828	1,848	110	4,730	7,106	2,376
16	1,980	3,388	1,408	37	1,980	3,850	1,870	120	5,280	7,656	2,376
17	1,980	3,410	1,430	38	1,980	3,872	1,892	130	5,830	8,206	2,376
18	1,980	3,432	1,452	39	1,980	3,894	1,914	140	6,380	8,756	2,376
19	1,980	3,454	1,474	40	1,980	3,916	1,936	150	6,930	9,306	2,376
20	1,980	3,476	1,496								

※一般的な家庭の水量の場合…
(3カ月60㎡ ⇒ 1カ月20㎡)

	水量	現行	改定 (案)	現行との差	(参考)上水道
3カ月	60㎡	1,980円	4,356円	2,376円	13,200円
1カ月あたり に換算	20㎡	660円	1,452円	792円	4,400円

奥州市営浄化槽条例の一部改正について

議会全員協議会資料 令和7年11月17日 上下水道部

1 改正の趣旨

令和7年8月19日付けで通知があり、国の循環型社会形成推進交付金交付取扱要領が一部改正され、物価等の高騰を受けて当該交付金の算定に係る基準額が一部増額することとなりました。浄化槽の利用者に対して賦課する分担金の算定に係る基準額をこれに準ずることとし、本件条例を一部改正しようとするものです。

2 改正の内容

別表第1の改正

区分	改正条例	現行条例	改正条例	現行条例	分担金増額
	基準額（円）	基準額（円）	分担金（円）	分担金（円）	（円）
5人槽	1,038,000	882,000	103,800	88,200	15,600
6～7人槽	1,188,000	1,104,000	118,800	110,400	8,400
8～10人槽	1,668,000	1,495,000	166,800	149,500	17,300

※11人槽以上は変更なし

※分担金は基準額の1割

3 施行期日

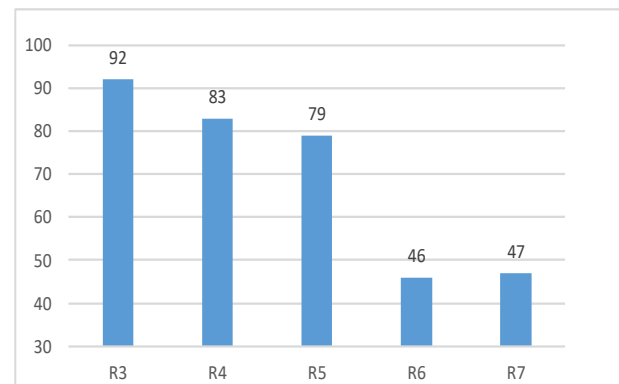
施行日は令和8年4月1日（取扱要領の適用日）

4 県内自治体の状況

自治体名	対応方法	対応時期（予定）
八幡平市	改正予定	12月
宮古市	検討中	未定
金ケ崎町	検討中	未定
西和賀町	予定なし	
一戸町	予定なし	

※葛巻町、岩手町、紫波町は独自基準(改定額以上)のため改定予定なし

5 市営浄化槽の申し込みの状況



※R7は10月末時点

6 改正に至る手続き等

令和7年10月16日 法規審査委員会による内部審査
11月17日 議会全員協議会での説明
11月28日 12月定例会に条例改正案を提出

令和7年11月17日 全員協議会資料 協働まちづくり部地域づくり推進課

1 プロジェクトの概要

人口減少や高齢化が著しい中山間地域における、地域主体の集落生活圏の維持と将来にわたって地域住民が暮らし続けることができる各種取組に対し、市が伴走支援を行い、効果を検証し、効果が大きいものは横展開を図ることを目的に、「小さな拠点づくりプロジェクト」を進めております。

伊手地区では、地域住民が主体となって市と連携・役割分担し、日常生活に必要な機能・サービスの集約による地域資源を活かした、旧伊手小学校複合施設の活用に向け、準備を進めております。

当該施設については、国の第2世代交付金を活用し、1階は伊手地区センター（伊手振興会による指定管理）、2階は伊手地区のまちづくり法人「一般社団法人いであい」が、小さな拠点として活用することとしております。

2 プロジェクトの進捗状況

【伊手地区関係】

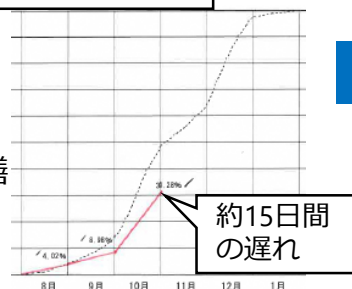
- R7.2月 まちづくり法人「(一社)いであい」設立
- 5月 市長への経営計画説明とディスカッション
- 6月 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助契約

【(一社)いであいについて】

- ・伊手地区住民が主たる構成員
- ・非営利型法人（剰余金の配分は行わない等）
- ・持続的な地域づくりが目的

【工事関係】

- 6月 第1回工程会議
- 7月 足場組立／仮設・養生
- 9月 内装工／配管・配線／屋根修繕
- R8.1月 VOC検査／完成（予定）
- 2月 引き渡し／VOC・TVOC検査



3 市における伴走支援について

ヒト 地域おこし協力隊（企業雇用型）の配置

モノ 普通財産（2F）の無償貸付

カネ 当面の運営資金補助

※まずは、3年間
（経営が軌道に乗るまで）

【伴走支援の考え方】

（一社）いであいは、人口減少とそれに伴う様々なサービスの廃止・縮小が続く地域で、自分たちで地域を守っていくために、稼ぎも自ら生み出そうと、地域が立ち上げた法人。

交流人口を増やし「外貨」を稼いで、行政の手の届かない分野に投資を行う取り組みは、奥州市初。（農村RMOの補助金を活用し、既に農地保全や地域公共交通をスタート。）

市としても、協働のまちづくりの新たな取り組みとして、早期の経営安定化を目指し、集中的に支援しようとするものです。

●普通財産（2F）の無償貸付について

現在、適正な対価なく財産を貸し付ける方法としては、以下の2パターンが考えられます。

- 1 地方自治法第96条第1項第6号の規定による議決
- 2 奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（第4条第1号に基づく貸付）

⇒ RMOの法人化への対応や公益性の捉え方を検討。

また、廃校活用に係る新たなルール作りを検討します。

【参考】旧伊手小学校の貸付料

R8年度：年額18,272千円（2F+プール／減免前）

※不動産鑑定（賃貸事例比較法）は、改修工事完了後となります。

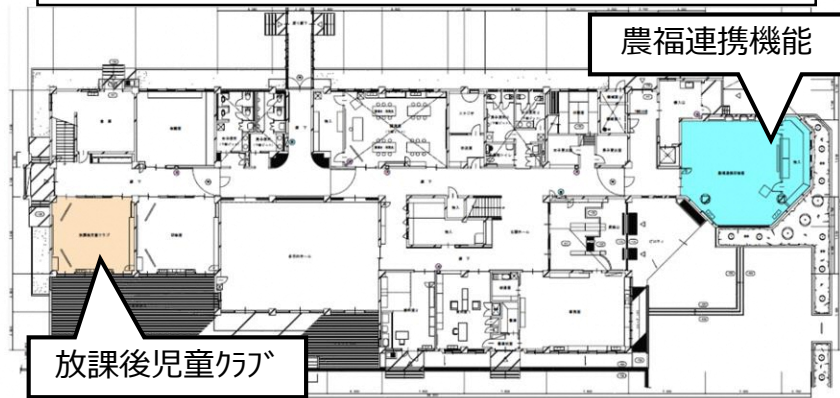
4 今後の予定

- ・令和8年2月定例会 条例改正提案（地区センター移転）
- ・R8.3.23頃～ 地区センターの引っ越し作業開始
- ・R8.4.1 伊手地区センター等オープン
※宿泊部門のオープンは、若干遅れる模様

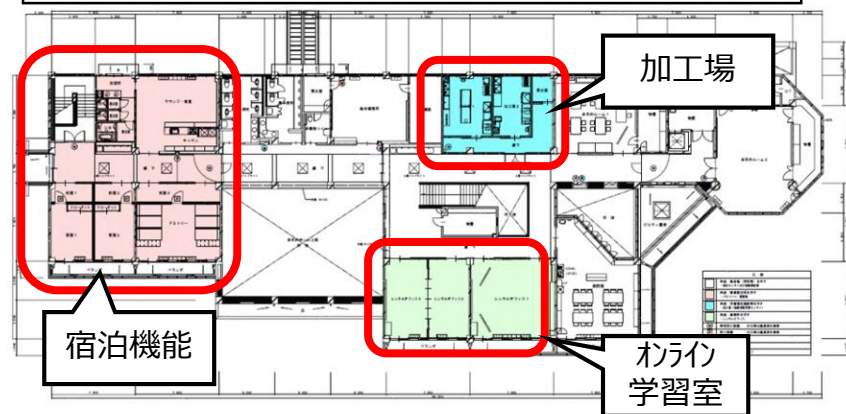
小さな拠点づくり（伊手）プロジェクトの進捗状況について

2

1 F は地区センターとして、伊手振興会が指定管理



2 F は小さな拠点として、(一社)いであいが運営



【伊手地区について】

人口 H18：2,183人 → R7：1,278人

(R22推計：693人／年少人口13人／高齢化率70%)

空き家 181戸 (R6調査／周辺地区の平均は120戸)

農業後継者 確保できているのは46/192経営体(24%)

経営耕地面積 H27：400ha → R2：224ha

- 国交付金活用に伴う成果目標として、以下の4項目を設定。
毎年度、地域会議に、達成状況等を報告。

KPI名	内容	R7	R8	R9	R10	R11	R12
転出抑制率	市外転出及び市内転居者の数を減少	2.48	2.42	2.32	2.18	2.00	2.00
施設利用者数	地区センター及び2Fの利用者数(人)	-	7,800	7,900	8,000	8,100	8,200
雇用者及び利用者数	地区内事業所での雇用者・利用者数(人)	-	25	30	35	35	35
年間売上額	(一社) いであいの売上高(千円)	-	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000



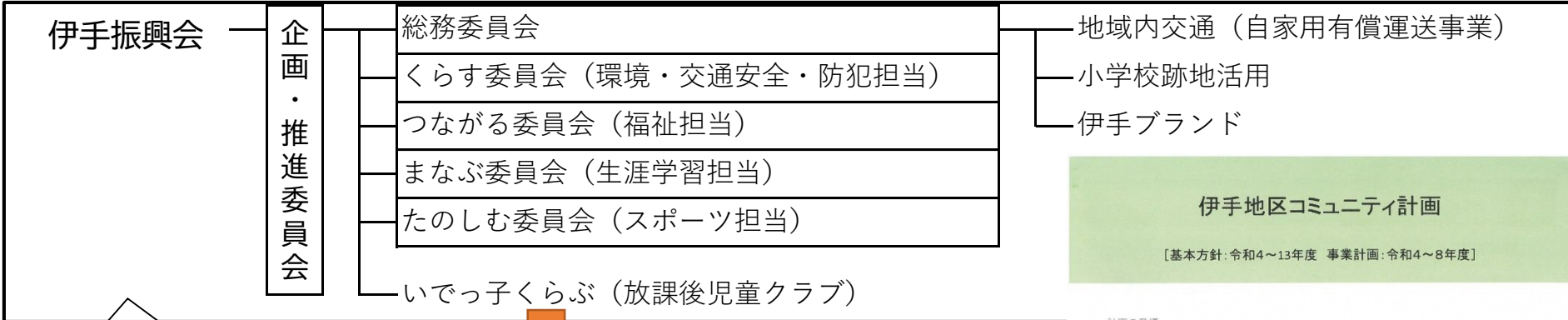
周辺地区の平均は120戸

伊手地区の概要

- ・人口は604世帯、1,278人（R7.9.30現在）。R6の高齢化率は57.2%、空き家は、181戸。
合併時から、年少人口は約1/3（199→54人）、生産年齢人口は1/2（1,101→520人）に減少。
- ・約49km²の土地のうち、67%が山林。米・和牛・りんごなどの農業が主産業。
- ・市営バス：4.5往復/日（土日祝運休）

192経営体のうち、後継者が確保できているのは1/4
経営耕地面積は、2015年：400ha→2020年：224haと半減





・地区センターの指定管理
・自主防災組織の運営 など実施

既存の組織（振興会）では取り組むことが難しいプロジェクトを実行するため、農村RMOモデル形成支援事業を活用（R4～R6年度）

- 農用地保全
- 耕作放棄地（遊休農地）活用
鳥獣被害対策
- 地域資源活用
- （閉校した）小学校活用
ブランド米づくり
- 生活支援
- 自家用有償運送
有償ボランティアの仕組みづくり

伊手地区コミュニティ計画

[基本方針: 令和4～13年度 事業計画: 令和4～8年度]

計画の目標

ひえず
明るい未来を実感できる “日出る伊手” をつくる

コミュニティ計画策定に寄せて

伊手地区では、現コミュニティ計画における将来像を「みんなの笑顔あふれる協生（きょうせい）の里」と設定し、地域の底力を信じて邁進（まいしん）してきました。

しかしながら、急速な社会構造の変化に伴い、少子・高齢化による人口の減少さらには生産年齢の縮小による様々な活動の限界を身に染みて感じる状況になりました。

また、令和5年4月から奥州市営バスの運営見直しにより上伊手線等の運行が廃止となることから、公共バス交通計画に係る地域交通の対応が必須となりました。

これから、今後の振興会事業及び組織の再構築を踏まえ次期コミュニティ計画（令和4年度～8年度）の策定並びに地区内交通の運行対策が急務となっております。

現代を生き抜き次世代に未来を託すため事業計画の整理及び組織体制を再構築し、若者と現役高齢者が元気に楽しく活躍できる地域づくり・活動計画にしたいと協議を進めてまいりました。

計画策定までの期間を令和2年6月から令和3年12月と定め、策定手法を住民による検討会方式（ワークショップ形式）を採用して取り組むと共に、地域ニーズ（需要）を把握するために全世帯アンケート調査を実施しながら伊手の現状を整理して楽しく話題に取り組み計画及び組織を再構築いたしました。

今後10年先の明るい未来が実感できる地域づくりの“みちるべ”として取り組んで頂きますようお願いいたします。

令和4年2月 伊手振興会



伊手農村農業活性化協議会作成
「農村RMO活動報告書」等から抜粋

農用地保全

鳥獣被害対策として未利用果樹の利活用イベント
耕作放棄地へのピーカンナッツ植樹
農地活用に関する学び・実践の場「みのり大学」
「けもの大学」の開講





生活支援

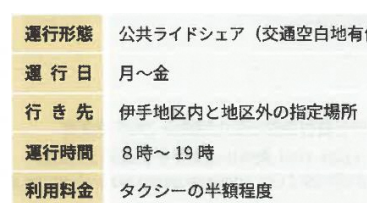
地区内交通と、それを補完する「買い物支援」・「通院支援」

地区内交通「いで・ごー」(月・火・金 往復3便運行)

指定乗降場所 乗降できるのは以下の場所です。



地区内タクシー会社の廃業により、新事業立ち上げ
(令和7年度から)



運 転：事前に登録したボランティアドライバー
車 両：ボランティアドライバーの自家用車(車両持ち込み)

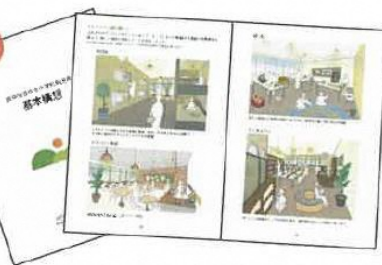
②農村RM0（伊手農業農村活性化協議会）での取り組み2

地域資源活用

旧伊手小学校利活用「基本構想」



ワークショップや住民アンケートなどを行い、旧伊手小学校利活用「基本構想」を作成して住民に配布するとともに市にも提出しました。



サマーキャンプ 2024～



2024年度から、旧校舎で小学生対象のサマーキャンプを毎年開催。体育館や校庭での遊び、地域の高齢者を先生に竹灯籠づくり、地域の特産品開発と絡めたメンマづくりなど内容は盛りだくさん。2年目からは中高生のボランティアを含めたスタッフが一緒に運営するようになりました。

伊手婦人咖喱祭 2024.11



商店街を会場に、賑わいの復活とフードロス削減、鳥獣への餌化防止を目的とした『伊手婦人咖喱祭』も開催。カレー等のふるまいやキッチンカー、出店などが並び、幅広い年齢層の方々約300人が訪れる活気あふれるイベントとなりました。

市では、「集落生活圏」を維持し、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、

- ①地域住民が主体となった集落生活圏の合意形成
 - ②地域運営組織の形成
 - ③生活サービスの維持・確保
 - ④地域の収入の確保のためのコミュニティビジネスの実施
- や、地域にあった生活サービス・交通ネットワークの確保等に取り組む地区を、小さな拠点づくりのモデル地区として指定。

※伊手地区は、R6.3月に指定

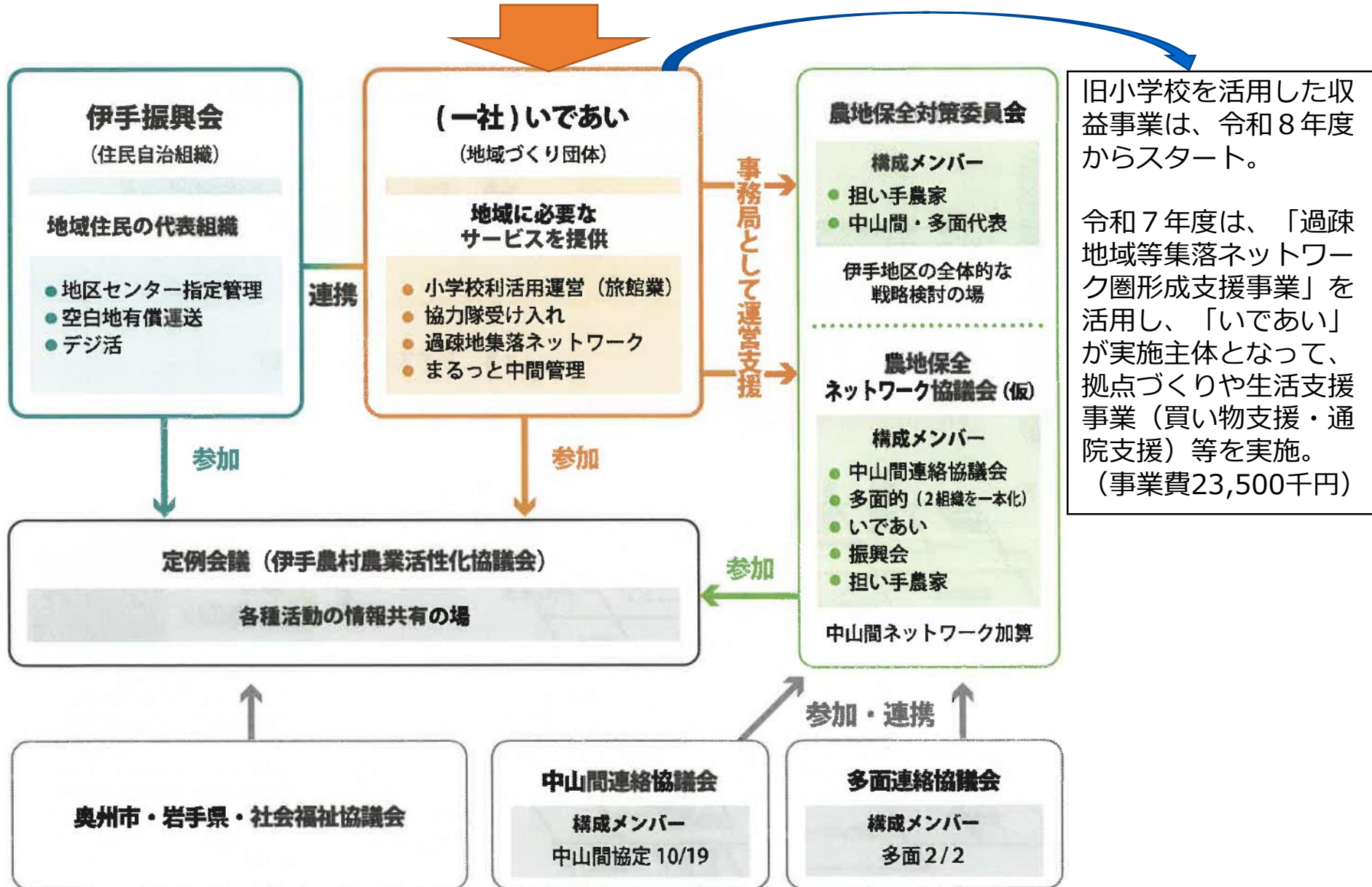


R6.10には市長プレゼン、R7.5には、市長とのディスカッションも開催。



放置竹林の利活用策として、メンマを試作

農村RMOモデル形成支援事業完了後：廃校となった小学校を活用しながら、地域の住民自治組織を中心に遊休農地抑制に向けた活動や各種の事業をマネジメントし、コミュニティビジネスも含めた地域運営組織への移行を目指す



旧小学校を活用した収益事業は、令和8年度からスタート。

令和7年度は、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」を活用し、「いであい」が実施主体となって、拠点づくりや生活支援事業（買い物支援・通院支援）等を実施。
(事業費23,500千円)

いわて奥州きらめきマラソン大会運営の見直しについて

令和7年11月17日全員協議会資料 協働まちづくり部生涯学習スポーツ課

1 趣旨

2026第10回いわて奥州きらめきマラソンは、フルマラソンを継続開催するため、新コース導入により大会をコンパクト化するなど、大会運営の見直しを進めています。

2 大会運営を見直すこととした経緯

本大会をフルマラソン大会として継続開催するには、以下の諸課題が存在しています。このことから、2026大会より新コースの導入を含めた大会運営の抜本的な見直しを実施することとしているものです。(R6.9.27総会承認)

【フルマラソン継続開催にあたっての諸課題】

- ①開催月である5月の高温化
- ②交通規制による長時間の交通渋滞
- ③交通規制による農家、飲食店等事業者への影響
- ④全庁プロジェクト等によるマンパワー不足
- ⑤物価高騰、高温化対策、マンパワー対策による大会運営経費の増

3 新コースの概要等

◆諸課題を解決するための対策

○きらめきマラソン基本方針の維持（平坦コース、景観を楽しめる対策）

- ・フルマラソン初心者も参加しやすく、記録を狙える
- ・新緑の田園、りんご畑風景など、奥州市ならではの景観を楽しめる
- ・市民の協力をいただき、これまで評価の高い沿道応援やおもてなしを継続

○高温化対策（ランナーの命を守る対策）

- ・救護所、給水所設置数の維持

○交通渋滞の解消（市民・事業者への影響を最小限にする対策）

- ・堤防道路へのコース設定、往復・周回コースの設定
- ・主要道の回避、迂回路の設定
- ・適切な箇所・時刻での関門設定

○コースのコンパクト化（持続可能な大会運営をするための対策）

- ・救護体制の効率化が見込まれる
- ・交通渋滞の発生規模の縮小及び発生個所の減少が見込まれる
- ・交通規制の影響が狭い範囲に限定される
- ・コース沿道の市民、事業者(農家、飲食店等)への影響を最小限に抑える
- ・交通規制を回避するための迂回路が短縮される
- ・往復区間や堤防区間の採用、各コースの一部を共有する
- ・コース人員の削減、コース設営費の節減が見込まれる
- ・物価上昇等による経費高騰分を上記の経費節減分で充てることができ、現行の予算の範囲内で、持続的な大会運営が可能となる

いわて奥州きらめきマラソン大会運営の見直しについて

令和7年11月17日全員協議会資料 協働まちづくり部生涯学習スポーツ課

◆新コースの概要

- 発着は従前のとおり江刺総合支所とします。(既存施設の活用・準備の簡略化・ランナー評価の高いメイン会場環境を維持するため)
- フルマラソンは江刺及び水沢地域を走行します。水沢地域は、地域の主要通りである常盤通りを通過します。
- 10km・1.7kmファンランは従前のとおり、江刺地域内を走行します。
- 従前コースのPRポイントである平坦さは維持します。
- 本コースについては、奥州警察署及び市陸協等の協議を重ね、9月22日の総会において了承を得ております。
- 年内の公認取得に向けて準備を進めていましたが、日本陸連検定員の都合により、来春に検定を受験し、大会前に公認取得予定です。

4 新コースのPRポイント

旧コースにおけるPRポイントを継承し、新たな魅力発信を行います。

- ・初心者から上級者まで、幅広いランナーに適した平坦コース
- ・新緑の季節である5月ならではの景色を楽しむことができるコース(水田のきらめき、堤防区間から望む北上川・残雪の焼石連峰、りんご畑等)

5 新コースの課題と対策

- コースコンパクト化により、コース内一部エリアの住宅・商業施設等は交通規制の影響を長時間受けることが見込まれるため、当該地区振興会や関係団体、市民、事業者に丁寧な周知活動を行います。
- 新コースの堤防道路を含む一部区間で道路補修が必要なことから、都市整備部において来年2月から5月にかけて実施予定です。

6 今後のスケジュールについて

- 11月28日 ランナー募集開始
- 2月～5月 コース道路補修
- 4月中 新コース公認検定
- 5月17日 2026第10回きらめきマラソン開催

令和 7 年11月17日 全員協議会説明資料 財務部財産運用課

1 対象施設

令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者制度による施設の管理運営を行う公の施設

2 協定 2 施設（うち非公募 1 協定 1 施設、公募 1 協定 1 施設）

2 選定経過

指定管理者選定委員会（委員 6 名）による指定管理者候補者選定審査を令和 7 年10月24日（金）に開催した。

【審査方法】

- ① 公募施設は、応募者から提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき採点を行い、候補者を選定した。
- ② 非公募施設は、応募者から提出された提案書に基づく審査により候補者を適格であると判断し選定した。

3 選定基準

奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成18年奥州市条例第91号）第 4 条に規定する選定基準に照らし審査した。

- ① 施設の設置目的に合致した管理運営が行われること。
- ② 住民の平等な利用が確保されること。
- ③ 施設の効用が最大限に発揮されること。
- ④ 住民サービスの向上が図られること。
- ⑤ 施設管理経費の縮減が図られること。
- ⑥ 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。
- ⑦ 個人情報に適正に管理されること。

4 選定結果

別紙「指定管理者候補者選定状況一覧表」のとおり

5 今後のスケジュール

今後の基本的なスケジュールは次のとおり

- ① 市議会12月定例会に指定管理者の指定議案及び指定管理料に係る補正予算案（債務負担行為）を付議
- ② 議案議決後、各指定管理者と令和 8 年度以降の指定期間に係る基本協定を締結
- ③ 市議会 2 月定例会に令和 8 年度指定管理料に係る当初予算案を付議
- ④ 予算案議決後、各指定管理者と令和 8 年度に係る年度協定を令和 8 年 4 月 1 日までに締結
- ⑤ 令和 8 年 4 月 1 日より指定を受けた指定管理者による施設管理運営業務を開始

協定	施設	管理運営計画書等ページ数	公の施設の名称	所在地	新規継続	指定期間	公募・非公募 (応募数)	応募団体名	選定委員会 審査結果	指定管理料 ※期間総額（千円）	施設所管課
1	1	1～3	奥州市文化会館分室	水沢	継続	R8. 4. 1～R10. 3. 31 (2 年)	非公募	奥州市水沢佐倉河字石橋41番地 一般財団法人 奥州市文化振興財団	適格	15, 682	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課
2	2	4～6	前沢ふれあいセンター	前沢	継続	R8. 4. 1～R10. 3. 31 (2 年)	公募 (1 者)	奥州市水沢佐倉河字石橋41番地 一般財団法人 奥州市文化振興財団	選定 (511. 7点/6人)	110, 890	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課

令和 7 年11月17日
全 員 協 議 会 資 料
財 務 部 財 産 運 用 課

指定管理者候補者について

指定管理施設管理運営計画書

施設担当課	協働まちづくり部生涯学習スポーツ課	記入者職氏名	上席主任 村上伸哉	提出日	令和7年11月7日
-------	-------------------	--------	-----------	-----	-----------

施設名称	奥州市文化会館分室	施設所在地	水沢
指定期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）	公募・非公募の別	非公募
施設設置目的	芸術文化の普及振興を図り、市民生活の向上に寄与するため。	新規・継続の別	継続
		指定管理料の有無	有
		指定管理料の区分	指定管理料のみ
施設概要	鉄筋コンクリート2階陸屋根 ギャラリー		
非公募理由 及び 指名理由	指定管理者候補者を非公募とした理由	下記の指定管理候補者を指名した理由	
	令和4年度まで当該施設は奥州市文化会館と一体的な施設として管理していたが、令和5年度からを3年間の指定管理とし、当該施設の活用方法について検討した結果、現状のとおり文化施設として継続すべきと判断したため、従来どおり奥州市文化会館と一体的な施設として同一の指定管理者が管理することで、効果的な運営が図られると考えた。	一般財団法人奥州市文化振興財団は奥州市の芸術文化の振興に寄与することを目的として設立された団体であり、かつ現在の奥州市文化会館の指定管理者であるため。	

1 指定管理候補者の概要

団体の概要	団体名	一般財団法人奥州市文化振興財団	団体の主な活動内容 奥州市の芸術文化及びスポーツの普及と振興並びに文化財の調査研究等を行っている。
	所在地	奥州市水沢佐倉河字石橋41	
	代表者名	理事長 鈴木美喜子	

2 管理運営に係る基本方針

現状に対する考え、管理運営に係る基本方針	- 設備備品の保守点検を確実にし、常に最善の状態を維持できるよう管理に努める。 - 利用者が安全・安心に利用できるよう、また、施設的环境美化に努める。 - 企画展示室では、利用者の要望を確認しながら魅力的な展示をサポートする。
----------------------	---

3 施設利用の平等性、施設の効用を最大限に発揮するための取組

市民の平等な利用と透明性確保に係る取組	- 市民を中心とした作品展示の場、創作の場、鑑賞できる場として、身近で多目的に利用できる施設として利用できるよう、ホームページ等で利用案内し、利用調整を図りながら地域の文化芸術の振興に努める。 - ホームページで年間予定及び個別の展示内容の情報を掲載するほか、SNSの活用及びラジオや新聞の取材依頼を積極的に行いPRに努める。
施設の効用を最大限に発揮するための取組	- 市民創作活動の支援、常設展の展開 - SNSを利用した情報発信の強化

4 施設の管理体制

職員体制	職名	氏名	担当業務の内容	勤務日、勤務時間	資格
	事務局長	高橋 淳	奥州市文化振興財団の総括 他	水～月 8:30～17:15	防火管理者（甲種） 他
	館長	千葉 尚	奥州市文化会館及び奥州市文化会館分室の総括	4週間120時間以内	防火管理者（甲種） 他
	副館長	小野寺 道	奥州市文化会館の副総括及び事業に関すること 他	水～月 8:30～17:15	救命技能 他
	施設係長	千葉 俊彦	施設の維持管理に関すること	水～月 8:30～17:15	救命技能 他
	主任	大内 友規 他6名	事業運営、舞台業務、貸出業務 他	水～月 8:30～17:15 他	
職員の人材育成に対する考え方及び方法	- 全国公立文化施設協会主催の各種研修への参加 - 奥州市教育委員会等公共機関による学芸員研修への参加 - 外部講師を招へいする研修会の実施 - 商工会議所等が主催する講座、講演会等への参加 - 職員間の情報共有を高めるため、定期的なミーティングの実施				

5 危機管理対策

非常時・緊急時の対応	非常時の連絡系統	災害時等訓練計画
	館長→副館長・事務局長→施設係長・チーフ	消防訓練を年2回（9月、3月）実施する。

6 施設の管理運営

施設の保守管理	建物の安全管理、設備の保守点検を実施しながら、施設の適切な管理に努める。		
業務の第三者への委託	業務名	業務内容	委託業者名
	床ワックス清掃業務	定期清掃	未定
	機械警備業務	夜間及び休日の機械警備	未定
	空調設備点検調整業務	空調機器の点検、調整	未定
	自家用電気工作物保安管理業務	自家用電気工作物の保守、点検	未定
	消防用設備保守点検業務	消防用設備の点検	未定

7 経費節減、効率的な管理運営

経費の節減及び効率的な管理運営の施策	・ おうしゅうエコ事業所として、裏紙利用や施設の使用状況により空調運転の調整を行う。 ・ SDGsの取組みに基づき、環境にやさしい施設管理に努める。
--------------------	---

8 事業の実施

区 分	実施時期	事業内容	使用する施設
市指定事業			
自主事業			

9 収支計画

収 支 計 画 (単位：円)	指定管理者収支計画								参 考
	項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計		R6収支実績
収 支 計 画 (単位：円)	収入	指定管理料	7,841,000	7,841,000			15,682,000		7,209,820
		利用料金							
		自主事業収入							
		雑収入	1,320,000	1,320,000			2,640,000		1,303,456
		(計)	9,161,000	9,161,000			18,322,000		8,513,276
	支出	人件費	2,741,000	2,741,000			5,482,000		2,484,467
		旅費							
		需用費	5,040,000	5,040,000			10,080,000		4,871,491
		役務費	180,000	180,000			360,000		101,051
		委託料	851,000	851,000			1,702,000		713,680
		使用料・賃借料	66,000	66,000			132,000		34,291
		租税公課	283,000	283,000			566,000		257,340
		その他							
		自主事業							
		(計)	9,161,000	9,161,000			18,322,000		8,462,320
	損益								50,956
主な増減の理由 (R6収支実績比較)									

〔備考〕

施設所管課意見記入欄
一般財団法人奥州市文化振興財団を当該施設の指定管理者として指定してきたことにより、会館管理、事業運営、住民サービスに効果があったと考える。奥州市の文化拠点として同団体が果たす役割は大きいことから、引き続き同団体を指定管理者として指定することが適切と考える。

奥州市文化会館分室の指定管理に係る収支計画書

単位：円

				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
収 入	指定管理料			7,841,000	7,841,000				15,682,000
	利用料金								0
	自主事業収入								0
	雑収入			1,320,000	1,320,000				2,640,000
									0
計				9,161,000	9,161,000	0	0	0	18,322,000
支 <									

指定管理施設管理運営計画書

施設担当課	協働まちづくり部生涯学習スポーツ課	記入者職氏名	上席主任 村上伸哉	提出日	令和7年11月7日
-------	-------------------	--------	-----------	-----	-----------

施設名称	前沢ふれあいセンター	施設所在地	前沢
指定期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）	公募・非公募の別	公募
施設設置目的	地域の文化の向上及び福祉の増進を図るため	新規・継続の別	継続
		指定管理料の有無	有
施設概要	鉄筋コンクリート4階建 ホール、研修室、和室、リハーサル室、楽屋	指定管理料の区分	指定管理料＋利用料金
非公募理由 及び 指名理由	指定管理者候補者を非公募とした理由	下記の指定管理候補者を指名した理由	

1 指定管理候補者の概要

団体の概要	団体名	一般財団法人奥州市文化振興財団	団体の主な活動内容 奥州市の芸術文化及びスポーツの普及と振興並びに文化財の調査研究等を行っている。
	所在地	奥州市水沢佐倉河字石橋41	
	代表者名	理事長 鈴木美喜子	

2 管理運営に係る基本方針

現状に対する考え、管理運営に係る基本方針	・設備備品の定期点検を行い、計画的な修繕を行い維持管理に努める。 ・利用者が安全・安心に利用できるよう、また、施設の環境美化に努める。 ・30年間培った文化施設管理実績を基に管理運営に努める。
----------------------	--

3 施設利用の平等性、施設の効用を最大限に発揮するための取組

市民の平等な利用と透明性確保に係る取組	・条例、規則を正しく理解するため、ミーティング等において理解と確認の徹底に努める。 ・減免について、適正に処理を行う。 ・職員の心のこもった柔軟な対応を心掛ける。 ・他の利用者の妨げにならないよう配慮し、企画事業を行う。
施設の効用を最大限に発揮するための取組	・運営計画及び事業の進捗状況を把握するために成果指標を定め、年度ごとに事業を総括する。 ・成果指標（令和5年度実績による令和8年度から令和9年度の最終達成目標） ①来場者満足度3%向上 ②チケット販売率3%向上 ③利用料金収入3%向上

4 施設の管理体制

職員体制	職名	氏名	担当業務の内容	勤務日、勤務時間	資格
	館長	千田 布美夫	施設管理運営総括	火～金 8:30～15:30	防火管理者（甲種） 他
	副館長	吉野 美和	施設管理運営総括補佐、経理等	火～日 8:30～17:15	救命技能
	事業係長	佐藤 裕介	施設管理運営総括補佐、事業企画等	火～日 8:30～17:15	救命技能 他
	舞台技師	吉田 和哉	施設管理運営、舞台業務等	火～日 8:30～17:15	防火管理者（甲種） 他
	臨時職員	早川 仁 他13名	施設管理、庶務、舞台業務 他	火～日 8:30～17:15 他	
職員の人材育成に対する考え方及び方法	・全国公立文化施設協会主催の各種研修への参加 ・商工会議所等が主催する講座、講演会等への参加 ・外部講師を招へいする研修会の実施 ・職員間の情報共有を高めるため、定期的なミーティングの実施 ・職員のスキルアップを目的に内部研修会の実施				

5 危機管理対策

非常時・緊急時の対応	非常時の連絡系統	災害時等訓練計画
	館長→副館長・事業係長・舞台技師→スタッフ	消防訓練を年2回（5月、10月）実施する。

6 施設の管理運営

施設の保守管理	- 施設の安全、安心、正常稼働を維持するため、委託業者とともに保全業務に努める。 - 施設、設備及び器具備品等の日常点検や定期点検を実施する。 - 小修繕は職員で対応し、コスト削減に努める。 - 事務活動経費や消費電力の削減に努めるとともに、職員のコスト削減意識醸成にも努める。		
業務の第三者への委託	業務名	業務内容	委託業者名
	清掃業務	会館の床面洗浄ワックス・ガラス清掃 他	未定
	消防設備保守点検業務	消防機器点検	未定
	機械警備業務	夜間機械警備	未定
	舞台音響設備保守点検業務	舞台音響設備保守点検	未定
	自家用電気工作物保安全管理業務	電気工作物保安全管理	未定
	エレベーター保守点検業務 他	エレベーター保守点検 他	未定

7 経費節減、効率的な管理運営

経費の節減及び効率的な管理運営の施策	- おうしゅうエコ事業所として、裏紙利用や施設の使用状況により空調運転の調整を行う。 - SDGsの取組みに基づき、環境にやさしい施設管理に努める。
--------------------	---

8 事業の実施

区 分	実施時期	事業内容	使用する施設
市指定事業	4月～3月	指定管理者企画事業（鑑賞・市民参画事業等）	大ホールほか
	時期未定	奥州前沢劇場実施	大ホール
自主事業			

9 収支計画

収 支 計 画 (単位：円)	指定管理者収支計画								参 考
	項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計	R6収支実績	
	収入	指定管理料	55, 445, 000	55, 445, 000				110, 890, 000	57, 944, 175
		利用料金	3, 310, 000	3, 310, 000				6, 620, 000	3, 755, 490
		企画事業収入	3, 689, 000	3, 689, 000				7, 378, 000	4, 847, 450
		雑収入	4, 124, 000	4, 644, 000				8, 768, 000	1, 007, 305
		(計)	66, 568, 000	67, 088, 000				133, 656, 000	67, 554, 420
	支出	人件費	27, 783, 000	27, 783, 000				55, 566, 000	22, 451, 007
		旅費	10, 000	10, 000				20, 000	3, 740
		需用費	11, 425, 000	11, 425, 000				22, 850, 000	11, 051, 654
		役務費	479, 000	479, 000				958, 000	394, 095
		委託料	8, 390, 000	8, 951, 000				17, 341, 000	7, 850, 195
		使用料・賃借料	2, 527, 000	2, 538, 000				5, 065, 000	1, 515, 689
		租税公課	2, 415, 000	2, 363, 000				4, 778, 000	2, 815, 654
		その他	59, 000	59, 000				118, 000	34, 471
		企画事業	13, 480, 000	13, 480, 000				26, 960, 000	14, 521, 766
		(計)	66, 568, 000	67, 088, 000				133, 656, 000	60, 638, 271
	損益								6, 916, 149
主な増減の理由 (R6収支実績比較)									

〔備考〕

施設所管課意見記入欄
一般財団法人奥州市文化振興財団を当該施設の指定管理者として指定してきたことにより、会館管理、事業運営、住民サービスに効果があったと考える。奥州市の文化拠点として同団体が果たす役割は大きいことから、引き続き同団体を指定管理者として指定することが適切と考える。

前沢ふれあいセンターの指定管理に係る収支計画書

単位：円

				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
収入	指定管理料			55,445,000	55,445,000				110,890,000
	利用料金			3,310,000	3,310,000				6,620,000
	企画事業収入			3,689,000	3,689,000				7,378,000
	雑収入			4,124,000	4,644,000				8,768,000
									0
計				66,568,000	67,088,000	0	0	0	133,656,000
支出	大項目	中項目	小項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
	人件費			27,783,000	27,783,000	0	0	0	55,566,000
	給与			27,783,000	27,783,000	0	0	0	55,566,000
	給料			24,436,000	24,436,000				48,872,000
	手当								0
	社会保険料			3,107,000	3,107,000				6,214,000
	その他			240,000	240,000				480,000
	一般管理費			25,305,000	25,825,000	0	0	0	51,130,000
	旅費			10,000	10,000	0	0	0	20,000
	普通旅費			10,000	10,000				20,000
									0
	需用費			11,425,000	11,425,000	0	0	0	22,850,000
	消耗品費			1,405,000	1,405,000				2,810,000
	燃料費			1,540,000	1,540,000				3,080,000
	印刷製本費			50,000	50,000				100,000
	光熱水費			6,930,000	6,930,000				13,860,000
	物品等修繕費								0
	施設等修繕費			1,500,000	1,500,000				3,000,000
									0
	役務費			479,000	479,000	0	0	0	958,000
	通信運搬費			174,000	174,000				348,000
	広告料								0
	手数料			95,000	95,000				190,000
	保険料			210,000	210,000				420,000
									0
	委託料			8,390,000	8,951,000	0	0	0	17,341,000
	施設管理			8,390,000	8,951,000				17,341,000
									0
									0
									0
									0
	使用料及び賃借料			2,527,000	2,538,000	0	0	0	5,065,000
	使用料及び賃借料			2,527,000	2,538,000				5,065,000
									0
									0
	租税公課			2,415,000	2,363,000	0	0	0	4,778,000
	租税公課			2,415,000	2,363,000				4,778,000
									0
	その他諸費用			59,000	59,000	0	0	0	118,000
	報償費			20,000	20,000				40,000
	その他			39,000	39,000				78,000
									0
									0
	企画事業			13,480,000	13,480,000	0	0	0	26,960,000
				13,480,000	13,480,000				26,960,000
									0
			0	0	0	0	0	0	
								0	
								0	
								0	
計				66,568,000	67,088,000	0	0	0	133,656,000
損益				0	0	0	0	0	

1 要旨

平成25年に市が旧公社から取得した土地については、旧奥州市土地開発公社土地活用処分計画に基づき活用処分を進めている。

マイアネタウン商業用地の売却処分については「奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条（予定価格2,000万円以上、且つ、1件5,000㎡以上の土地）の規定に該当する案件であることから、議会の議決を要することとなる。

2 マイアネタウン商業用地の概要

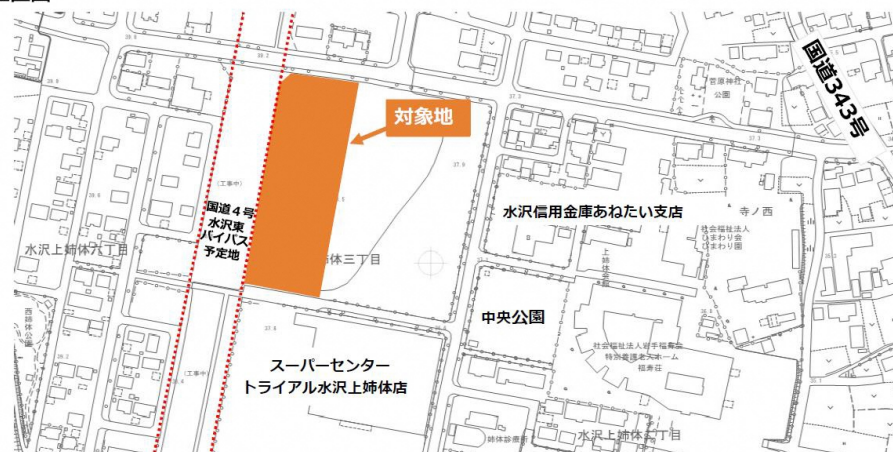
所在地：奥州市水沢上姉体三丁目35番1

地積：8,233.92㎡

地目：宅地

土地状況：スーパーセンタートライアル水沢上姉体店の北側に位置し、西側が国道4号水沢東バイパス予定地に接面。東側隣接地の所有者は(株)ベルジョイス。

位置図



全員協議会資料 令和7年11月17日 財務部財産運用課

3 売却の方法

一般競争入札（参加申込受付期間：令和7年6月25日～令和7年9月17日）

4 現地説明会参加者

3者（住宅メーカー1、不動産業1、小売業1） ※令和7年7月8日実施

5 入札執行状況

- 入札日時 令和7年10月1日（水）午前10時
- 入札参加 1者
- 入札者名 株式会社ホットハウス
- 入札額 181,000,000円【落札】 ※最低売却価格181,000,000円
- 利用目的 出店予定テナントへの借地
（ガソリンスタンド、コンビニ、ドラッグストア）

6 仮契約締結の内容

- 契約の相手方 株式会社ホットハウス
仙台市青葉区本町一丁目5番31号
- 仮契約年月日 令和7年10月3日
- 契約額 181,000,000円

7 今後のスケジュール

事項	時期	備考
全員協議会説明	11月17日（月）	
財産処分議案の提出	11月下旬	12月定例会
本契約へ移行	12月中旬	議決後
土地引渡し 所有権移転登記	代金完納後	本契約移行日から60日以内

全員協議会資料 令和7年11月17日 財務部財産運用課

8 旧奥州市土地開発公社土地の保有状況および対応方針について

令和7年10月1日時点の保有状況および今後の対応方針については、次のとおりである。

【活用】

	ケース	筆数				面積（㎡）					
		取得時	活用処分等			残高	取得時	活用処分等			残高
			活用処分	ケース変更	測量修正			活用処分	ケース変更	測量修正	
活用	1	＜整備する計画がある都市計画道路等の用地＞ 事業計画廃止の際は、他の用途での活用を検討し、処分対象の土地として売却を目指す。									
		①都市計画道路用地 2,016.70㎡ ②計画完了により処分対象へ異動予定（水沢佐倉河字川原田） 659.00㎡									
		56	△42	0	2	16 筆	11,717.73	△8,842.27	0	△199.76	2,675.70 ㎡
	2	＜将来的な用途を検討する用地＞ 処分活用の方向性が決定するまで、保有および管理委託を継続する。									
		①水沢羽田町字うぐいす平ほか 224,505.46㎡ ②胆沢小山字森下（学校法人管理委託） 16,410.00㎡ ③前沢字新城ほか（インター工業団地） 25,459.00㎡									
		65	△2	22	1	86 筆	224,505.46	△6,857.42	48,725.42	1.00	266,374.46 ㎡
	3	＜すでに公共施設用地と一体的に使用されている土地＞すでに地域住民の利用に供していることから、貸付および管理を継続する。									
		①水沢字柳町（乙女川地域個性形成事業用地） 2,220.45㎡ ②水沢真城字要害（折居駅駐輪場） 333.19㎡									
		11	△9	0	1	3 筆	5,473.73	△2,920.34	0	0.25	2,553.64 ㎡
	4	＜地形が複雑で用途も重複し処分が困難な土地＞ 工業団地造成地に接する法面および斜面であり、安全管理面から市の管理を継続する。									
		①前沢字新城（インター工業団地） 29,240.55㎡									
		17	△4	0	0	13 筆	42,879.24	△13,638.69	0	0	29,240.55 ㎡
	5	＜現在貸付中で当面は貸付を継続する必要がある土地＞ 使途が継続する間は、貸付を継続する。									
		①水沢字堀ノ内ほか（駐車場貸付地） 2,611.68㎡ ②水沢字大町ほか（月極駐車場） 1,811.85㎡									
		9	△12	6	3	6 筆	20,950.52	△21,040.72	4,472.24	41.49	4,423.53 ㎡
活用計	158	△69	28	7	124 筆	305,526.68	△53,299.44	53,197.66	△157.02	305,267.88 ㎡	

8 旧奥州市土地開発公社土地の保有状況および対応方針について（続き）

【処分】

※下線部は市公式ホームページで情報公開

	ケース	筆数				面積（㎡）					
		取得時	活用処分等			残高	取得時	活用処分等			残高
			活用処分	ケース変更	測量修正			活用処分	ケース変更	測量修正	
処分	6	＜取得目的および他の公共目的での活用が見込めない土地＞ 課題を令和12年度を目途に解決し、令和17年度までの完売を目指す。									
		①水沢佐倉河字宿 3,039.00㎡ ②水沢字三本木 106.53㎡ ③水沢佐倉河字川原田 4,347.75㎡ ④水沢字外谷地 1,559.00㎡ ⑤水沢羽田町字並柳 1,023.00㎡									
		25	△8	△6	6	17筆	21,348.97	△7,021.98	△4,472.24	220.53	10,075.28 ㎡
	7	＜当初から販売することを目的とした土地＞ 関係部署および関係事業者等との連携・協議を進め、令和15年度までの完売を目指す。									
		①分譲宅地（桜屋敷ニュータウン8区画、マイアネタウン2区画、マイアネタウン組地3区画、鶴田エクセルガーデン2区画） 3,930.95㎡ ②商業用地（マイアネタウン） 8,233.92㎡ ③工業団地（本杉工業団地） 662.08㎡ ④桜屋敷ニュータウン第1期分譲残地 183.01㎡									
383		△349	△20	5	19筆	203,729.47	△165,460.94	△25,459.00	200.43	13,009.96 ㎡	
処分計		408	△357	△26	11	36筆	225,078.44	△172,482.92	△29,931.24	420.96	23,085.24 ㎡

旧奥州市土地開発公社土地活用処分計画の区分（ケース1からケース7まで）を随時見直ししながら、引き続き、活用処分の取組を進めていく。